

関 係 国 立 大 学 長
神戸市教育委員会事務局教職員課長
企画県民部管理局教育課長
知事部局関係機関の長
教育委員会事務局各課室長
各 教 育 事 務 所 長
各 教 育 機 関 の 長
各 県 立 学 校 長

様

兵庫県教育委員会事務局教職員課長

教員免許更新制に係る更新講習修了確認等申請手続（旧免許状所持者）
又は有効期間更新等申請手続（新免許状所持者）について（通知）

このことについて、旧免許状所持者に係る手続にあつては平成 21 年 3 月 31 日付け教教第 3326 号で、新免許状所持者に係る申請様式にあつては平成 21 年 3 月 31 日付け教教第 3313 号で通知されているところですが、この度、新免許状所持者に係る手続を下記のとおり定めたので通知します。

関係国立大学長にあつては附属学校・園長に、神戸市教育委員会事務局教職員課長にあつては所管の市立学校・園長に、企画県民部管理局教育課長にあつては所管の私立学校・園長に、各教育事務所長にあつては管内市町組合教育委員会に対し、この旨通知願います。

なお、「教育職員免許状更新講習修了確認等申請手続（旧免許状所持者）について（通知）」（平成 21 年 3 月 31 日付け教教第 3326 号）は廃止します。

記

申請手続について

1 申請方法

各所属長で各申請書を確認し、取りまとめの上、送付状【別紙 2】を添付して県教委教職員課制度・免許係へ送付すること。その際、返送先の所属を記入し、120 円（4～8 名分は 140 円）切手を貼付した返信用の角形 2 号封筒を同封すること。

なお、市町組合立学校、市町組合教育委員会分については、市町組合教育委員会で取りまとめの上、送付すること（県立学校、市町組合教育委員会等で教育事務所を経由し、県教委教職員課へのメール便が利用可能な所属は、返信用封筒は省略可）。

申請の流れについては、【別紙 1】を参照。

2 申請書の当係への提出締切日

(1) 通常時

毎月の末日（休日の場合はその前日）

(2) 緊急時

随時

3 その他

各所属長は、所属教員について、各自の修了確認期限又は有効期間満了日の 2 か月前までに、必ず申請を行うよう周知願います。

更新講習修了確認等の証明書について

1 証明日

原則、申請書を当課が受理（不備のない状態での受付）した翌月の末日（休日の場合はその前日）とする。

ただし、緊急の場合や2月及び3月に受理したものは、別の証明日とする場合がある。

2 送付時期

証明日の翌月頃

申請様式について

様式については、教職員課ホームページ

(http://www.hyogo-c.ed.jp/~kyoshokuin-bo/koushinsei/koushinsei_download.html)

からダウンロードできます。

1 旧免許状所持者用

(1) 更新講習修了確認申請書【様式第18号】

(ア) 申請内容

旧免許状（平成21年3月以前に取得した免許状）を所持する現職教員等が、大学等での更新講習を修了し、その確認を県教委に申請する場合。

(イ) 添付書類

講習開設者が発行する免許状更新講習の修了証明書又は履修証明書の原本
以下の書類のいずれか

- ・ 免許状の両面コピー
- ・ 授与権者が発行する授与証明書の原本又は原本証明したもの

1 ただし、県立学校教職員及び県費負担教職員は、上記の書類ではなく、「教員免許状管理簿」を両面コピーし、所属長が原本証明したものを添付すること。私学等その他の教職員でも「教員免許状管理簿」を添付する場合は、上記書類を省略できる。

2 修了確認期限が延期されている場合は、修了確認期限延期証明書の原本も添付すること。

(ウ) 手数料

3,300円（兵庫県収入証紙を申請書に貼付）

(2) 更新講習受講免除申請書【様式第21号】

(ア) 申請内容

旧免許状を所持する校長、教頭、主幹教諭、指導主事等の職にあるなど、更新講習受講の免除事由に該当する者が、受講の免除を県教委に申請する場合。

(イ) 免除対象者

修了確認期限の2年2か月前から2か月前までの間に下記の要件に該当する者（免除申請時に下記の職であることが必要）

ア 校長（園長）副校長（副園長）教頭、主幹教諭又は指導教諭の職にある者

イ 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者

ウ 更新講習の講師又は講師であった者

エ 上記ア、イに準ずる者として免許管理者（兵庫県教育委員会）が定める者（平成23年5月26日付け教教第1332号通知参照）

オ 学校法人の理事

修了確認期限の10年前から2か月前までの間に、学校における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があった者に対する表彰等であって免許管理者が指定したもの（現在の指定対象は、文部科学大臣表彰、兵庫県優秀教職員表彰、神戸市教育委員会実施の教育実践功労者表

彰及び奨励賞、財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構実施の優秀教員表彰)を受けた者

(ウ) 免除対象者であることの証明

申請書の下欄に【別紙3】に掲げる証明責任者による証明を受けること。

(I) 添付書類

上記(1)(イ)と同じもの

(オ) 手数料

3,300円(兵庫県収入証紙を申請書に貼付)

(3) 更新講習修了確認期限延期申請書【様式第20号】

(ア) 申請内容

旧免許状を所持する現職教員で、病気休暇、育児休業、在外派遣、専修免許状取得を目的とした大学院在学又は新たな免許状を授与されたなど、修了確認期限の延期事由に該当する者が、修了確認期限の延期を県教委に申請する場合。

(イ) 延期対象者(～の者は、修了確認期限の2年2か月前から2か月前までの間に延期事由があることが必要)

教育公務員特例法第25条の2第1項に規定する指導改善研修中の者

心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、病気休暇(引き続き90日以上)、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中の者

地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっている者

海外に在留する日本人のための在外教育施設又は外国の教育施設等において教育に従事している者

専修免許状の取得のために大学院の課程に在籍している者(科目等履修生は除く。)

教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2か月未満の者

保有する最新の免許状の授与(特別支援学校教諭免許状に特別支援教育領域を追加する場合は、「授与」ではなく、延期の対象にはならない。)の日から、修了確認期限までの期間が10年未満の者

平成21年4月1日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受けた者

その他、免許管理者がやむを得ないと認める事由がある者

(ウ) 延期対象者であることの証明

申請書の下欄に【別紙4】に掲げる証明責任者による証明を受けること。

ただし、(イ)の又はの場合は不要。

(I) 添付書類

上記(1)(イ)と同じもの

(オ) 手数料

1,700円(兵庫県収入証紙を申請書に貼付)

(カ) 「延期を受ける事由」欄の記入内容

上記(イ)の事由及びその期間、教員となった日又は授与日を記入すること。

(キ) 修了確認期限の延期期間の記入内容

・ 上記(イ)～、の者は、その事由がなくなった日から2年2か月以内

・ 上記(イ)の者は、教員となった日から2年2か月以内

・ 上記(イ)、の者は、普通免許状又は特別免許状を授与された日(複数の免許状を授与されている場合は、それぞれの免許状に係る授与の日のうち最も遅い日)の翌日から10年以内

(4) 更新講習修了確認期限後確認申請書【様式第19号】

(ア) 申請内容

旧免許状を所持する更新講習の受講義務がない者が、修了確認を受けずに修了確認期限を経過した後、更新講習を修了したことの確認を県教委に申請(最初の履修認定日から2年2か月以内に行うことが必要)する場合。

- (イ) 添付書類
上記(1)(イ) 、 と同じもの
- (ウ) 手数料
3,300 円 (兵庫県収入証紙を申請書に貼付)

2 新免許状所持者用

(1) 有効期間更新申請書 (免許状更新講習の修了によるもの)【様式第15号】

(ア) 申請内容

新免許状 (平成 21 年 3 月以前に取得した免許状を所持しない者が平成 21 年 4 月以後に取得した免許状) を所持する者が、大学等での更新講習を修了し、免許状の有効期間の更新を県教委に申請する場合。

(イ) 添付書類

講習開設者が発行する免許状更新講習の修了証明書又は履修証明書の原本
以下の書類のいずれか

- ・ 免許状の両面コピー
- ・ 授与権者が発行する授与証明書の原本又は原本証明したもの

1 ただし、県立学校教職員及び県費負担教職員は、上記の書類ではなく、「教員免許状管理簿」を両面コピーし、所属長が原本証明したものを添付すること。私学等その他の教職員でも「教員免許状管理簿」を添付する場合は、上記書類を省略できる。

2 有効期間が延長されている場合は、有効期間延長証明書の原本も添付すること。

(ウ) 手数料

3,300 円 (兵庫県収入証紙を申請書に貼付)

(2) 有効期間更新申請書 (免許状更新講習受講免除によるもの)【様式第 16 号】

(ア) 申請内容

新免許状を所持する校長、教頭、主幹教諭、指導主事等の職にあるなど、更新講習受講の免除事由に該当する者が、更新講習の受講免除を理由に、免許状の有効期間の更新を県教委に申請する場合。

(イ) 免除対象者

有効期間満了日の 2 年 2 か月前から 2 か月前までの間に下記の要件に該当する者 (有効期間更新申請 (免許状更新講習受講免除によるもの) 時に下記の職であることが必要)

ア 校長 (園長) 副校長 (副園長) 教頭、主幹教諭又は指導教諭の職にある者

イ 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者

ウ 更新講習の講師又は講師であった者

エ 上記ア、イに準ずる者として免許管理者 (兵庫県教育委員会) が定める者 (平成 23 年 5 月 26 日付け教教第 1332 号通知参照)

オ 学校法人の理事

有効期間満了日の 10 年前から 2 か月前までの間に、学校における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があった者に対する表彰等であって免許管理者が指定したもの (現在の指定対象は、文部科学大臣表彰、兵庫県優秀教職員表彰、神戸市教育委員会実施の教育実践功労者表彰及び奨励賞、財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構実施の優秀教員表彰) を受けた者

(ウ) 免除対象者であることの証明

申請書の下欄に【別紙 3】に掲げる証明責任者による証明を受けること。

(イ) 添付書類

上記(1)(イ) と同じもの

- (オ) 手数料
3,300 円 (兵庫県収入証紙を申請書に貼付)

(3) 有効期間延長申請書【様式第 17 号】

(ア) 申請内容

新免許状を所持する者で、病気休暇、育児休業、在外派遣、専修免許状取得を目的とした大学院在学又は新たな免許状を授与されたなど、有効期間の延長事由に該当する者が、有効期間の延長を県教委に申請する場合。

- (イ) 延長対象者 (~ の者は、有効期間満了日の 2 年 2 か月前から 2 か月前までの間に延長事由があることが必要)

教育公務員特例法第 25 条の 2 第 1 項に規定する指導改善研修中の者
心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、病気休暇(引き続き 90 日以上)、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中の者
地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっている者
海外に在留する日本人のための在外教育施設又は外国の教育施設等において教育に従事している者
専修免許状の取得のために大学院の課程に在籍している者 (科目等履修生は除く。)
教員となった日から有効期間満了日までの期間が 2 年 2 か月未満の者
その他、免許管理者がやむを得ないと認める事由がある者

- (ウ) 延長対象者であることの証明

申請書の下欄に【別紙 4】に掲げる証明責任者による証明を受けること。

- (エ) 添付書類

上記(1)(イ) と同じもの

- (オ) 手数料

1,700 円 (兵庫県収入証紙を申請書に貼付)

- (カ) 「延長を受ける事由」欄の記入内容

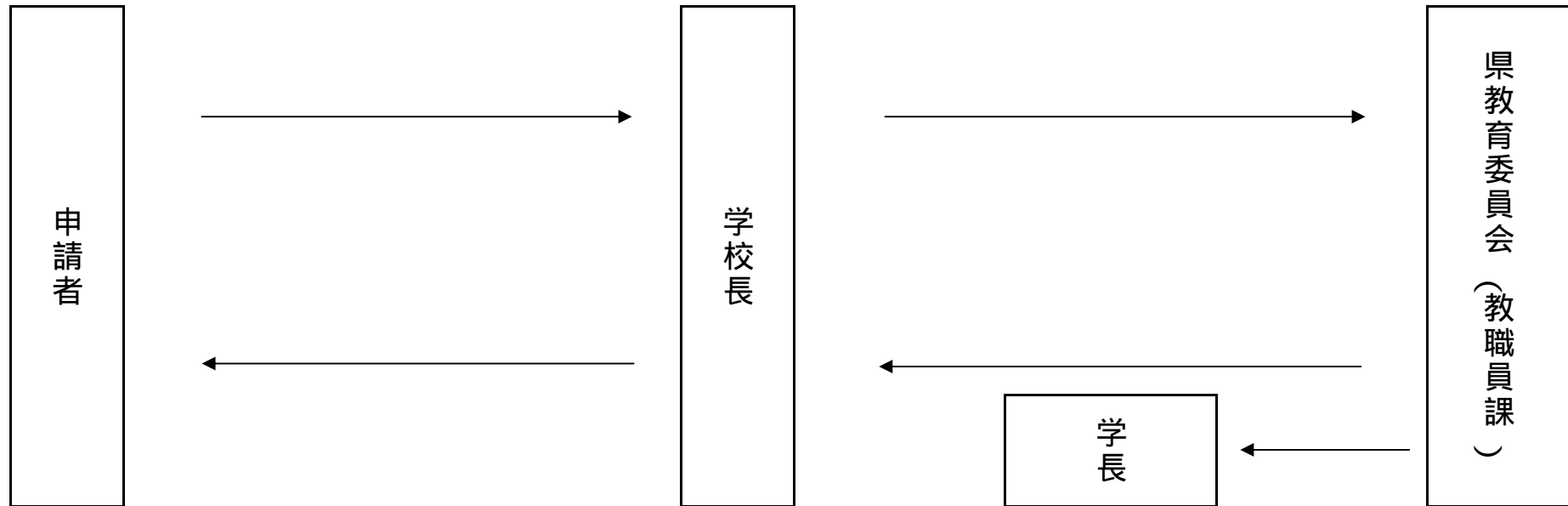
上記(イ)の事由及びその期間又は教員となった日を記入すること。

- (キ) 有効期間の延長期間の記入内容

- ・ 上記(イ) ~ 、 の者は、その事由がなくなった日から 2 年 2 か月以内
- ・ 上記(イ) の者は、教員となった日から 2 年 2 か月以内

国立学校現職教員の申請の流れ

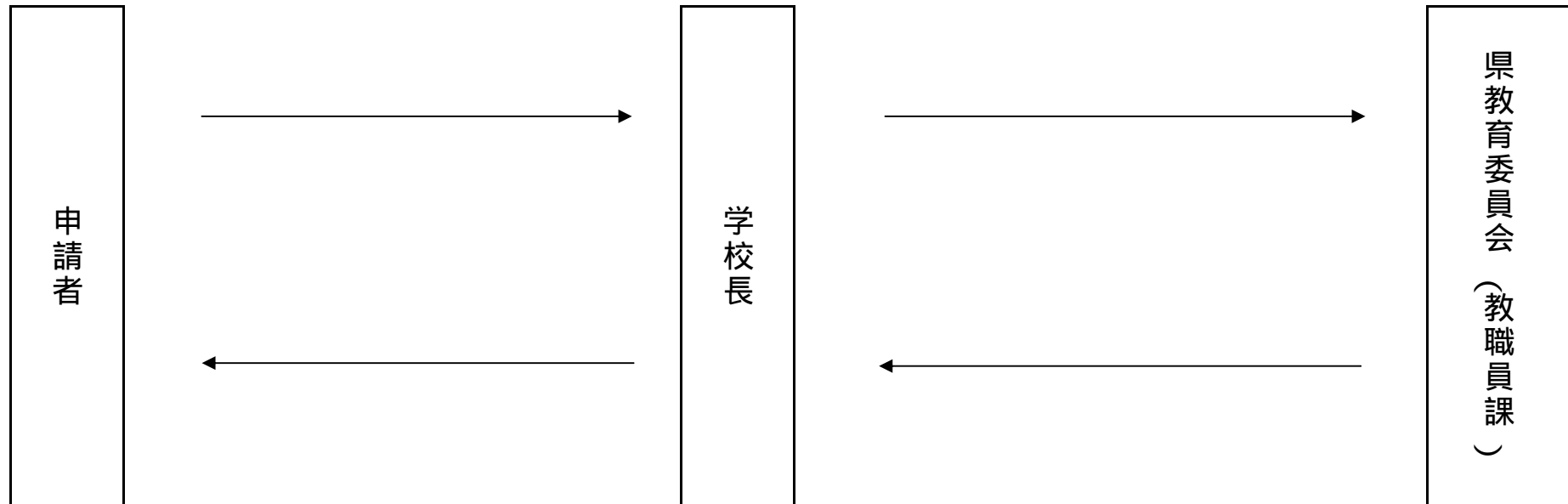
【別紙1】



申請者が学校長に申請書を提出する。
学校長が申請書を確認し、所属教員分を取りまとめの上、送付状[別紙2]を添付して、県教育委員会(教職員課)に送付する。
県教育委員会(教職員課)が申請書を締切日以後順次確認、処理の上、証明書を学校長に送付する。
県教育委員会(教職員課)が修了確認等の通知を学長に送付する。
学校長が申請者に証明書を手渡す。

県立学校現職教員の申請の流れ

【別紙1】



申請者が学校長に申請書を提出する。

学校長が申請書を確認し、所属教員分を取りまとめの上、送付状[別紙2]を添付して、県教育委員会(教職員課)に送付する。

教員免許状管理簿に申請内容等を記入する。

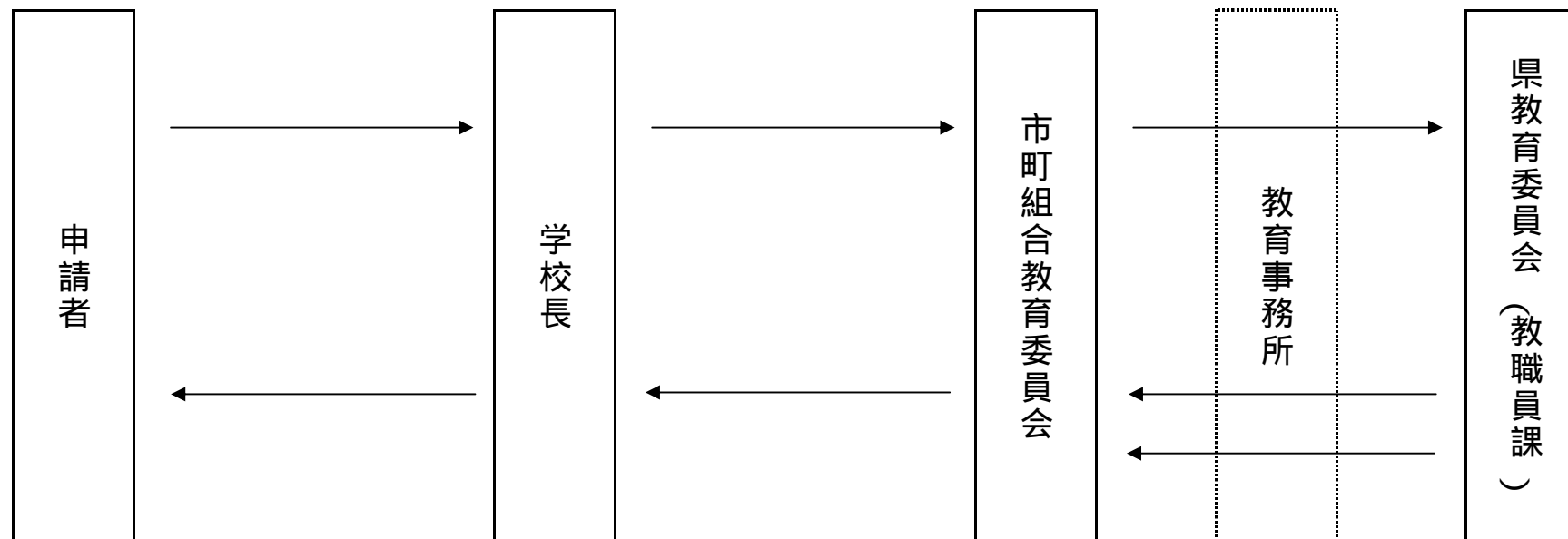
県教育委員会(教職員課)が申請書を締切日以後順次確認、処理の上、証明書を学校長に送付する。

学校長が申請者に証明書を手渡す。

学校長は教員免許状管理簿を確認の上、所属長確認欄に押印し、申請者の修了確認等を確認する。

市町組合立学校現職教員の申請の流れ

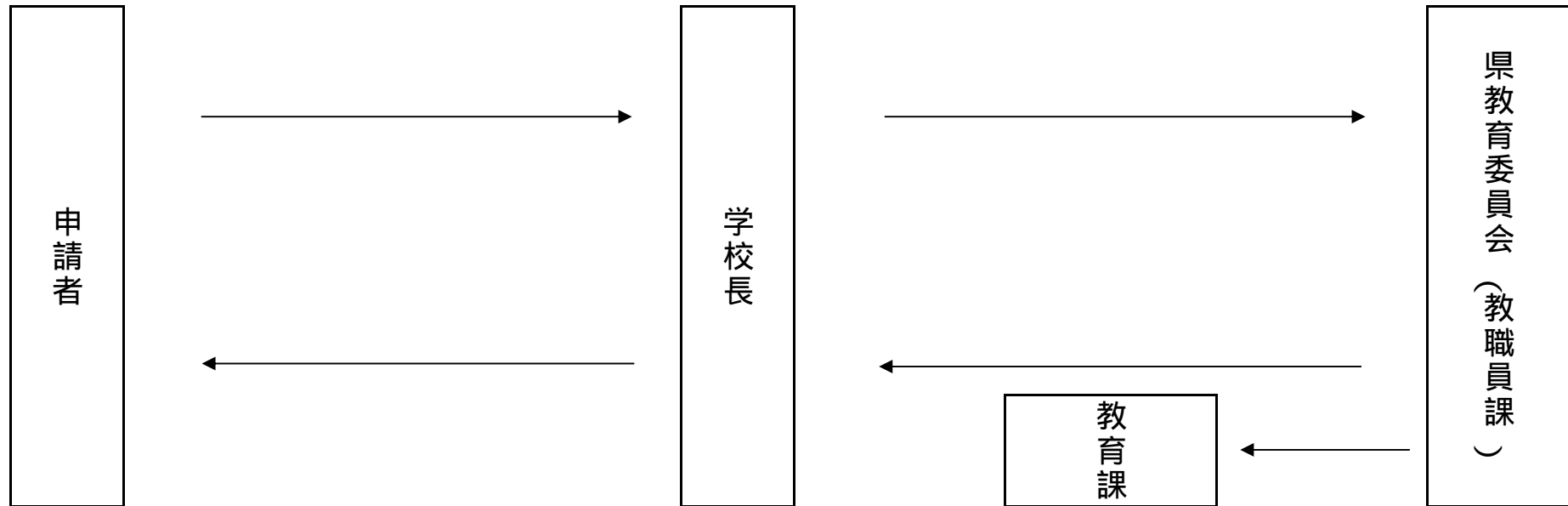
【別紙1】



申請者が学校長に申請書を提出する。
学校長が申請書を確認し、所属教員分を取りまとめの上、送付状[別紙2]を添付して、市町組合教育委員会が別途定める締切日までに、市町組合教育委員会に送付する。
教員免許状管理簿に申請内容等を記入する。
市町組合教育委員会が管内学校の申請書を取りまとめの上、県教育委員会(教職員課)に送付する。
県教育委員会(教職員課)への提出締切日に合わせ、管内の学校に対して申請書の提出締切日の調整を行う。
県教育委員会(教職員課)が申請書を締切日以後順次確認、処理の上、証明書を市町組合教育委員会に送付する。
県教育委員会(教職員課)が修了確認等の通知を市町組合教育委員会に送付する。
市町組合教育委員会が証明書を学校長に送付する。
学校長が申請者に証明書を手渡す。
学校長は教員免許状管理簿を確認の上、所属長確認欄に押印し、申請者の修了確認等を確認する。

私立学校現職教員の申請の流れ

【別紙1】



申請者が学校長に申請書を提出する。

学校長が申請書を確認し、所属教員分を取りまとめの上、送付状[別紙2]を添付して、県教育委員会(教職員課)に送付する。

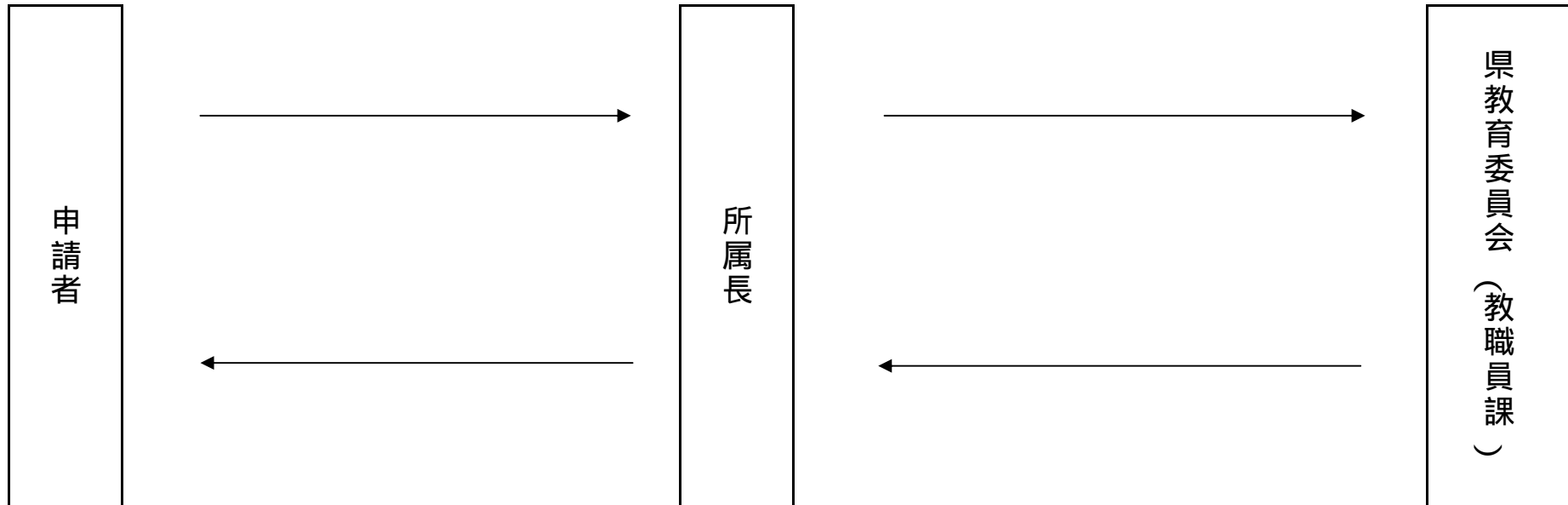
県教育委員会(教職員課)が申請書を締切日以後順次確認、処理の上、証明書を学校長に送付する。

県教育委員会(教職員課)が修了確認等の通知を県の教育課に送付する。

学校長が申請者に証明書を手渡す。

県教育委員会事務局・知事部局職員等の申請の流れ

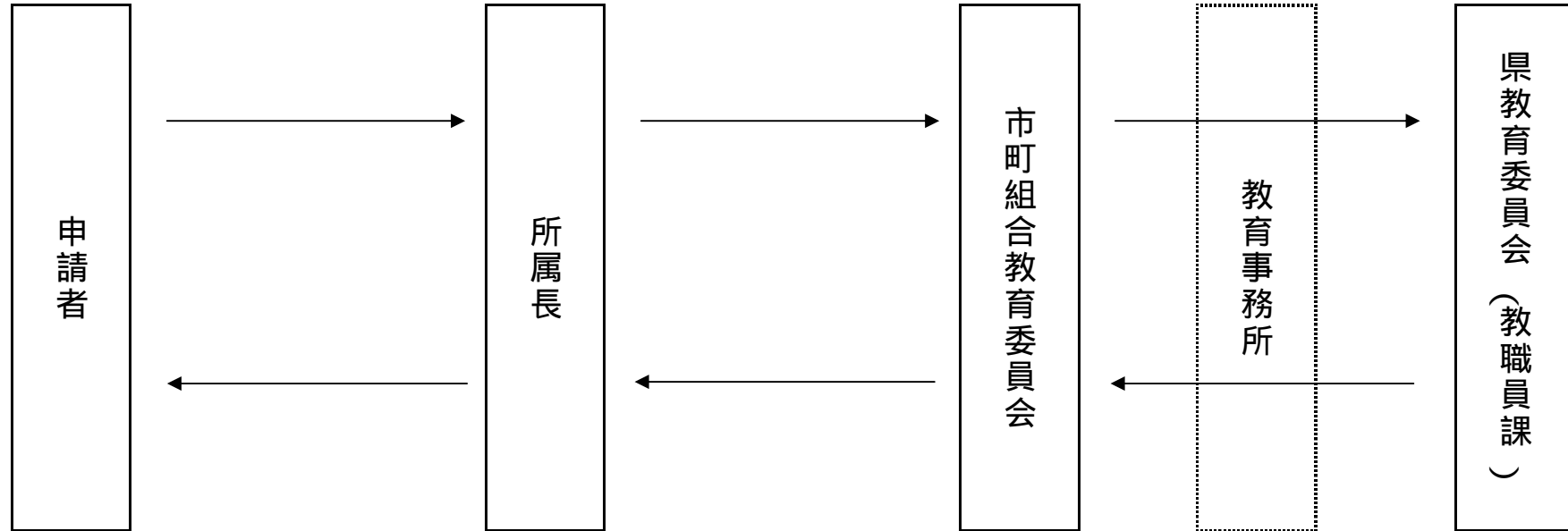
【別紙1】



申請者が所属長に申請書を提出する。
所属長が申請書を確認し、所属職員分を取りまとめの上、送付状[別紙2]を添付して、県教育委員会(教職員課)に送付する。
県教育委員会(教職員課)が申請書を締切日以後順次確認、処理の上、証明書を所属長に送付する。
所属長が申請者に証明書を手渡す。

市町組合教育委員会事務局等職員の申請の流れ

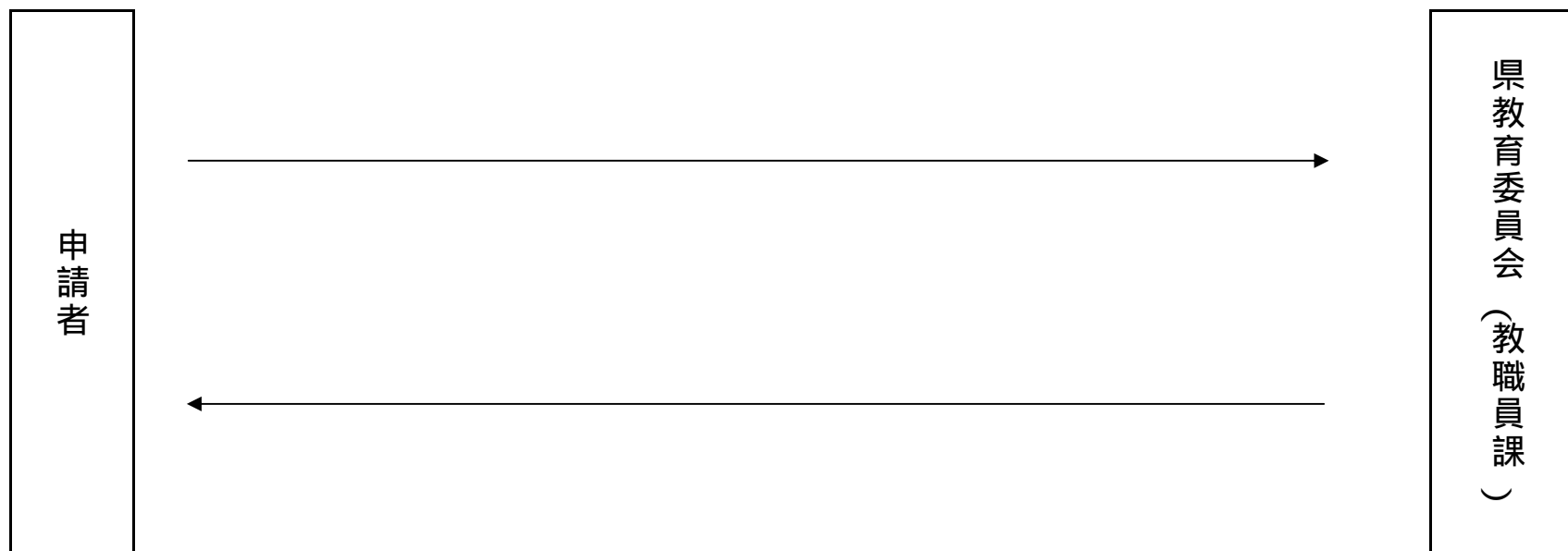
【別紙1】



申請者が所属長に申請書を提出する。
所属長が申請書を確認し、所属職員分を取りまとめの上、送付状[別紙2]を添付して、市町組合教育委員会が別途定める締切日までに、市町組合教育委員会に送付する。
市町組合教育委員会が申請書を取りまとめの上、県教育委員会(教職員課)に送付する。
県教育委員会(教職員課)への提出締切日に合わせ、管内の学校に対して申請書の提出締切日の調整を行う。
県教育委員会(教職員課)が申請書を締切日以後順次確認、処理の上、証明書と修了確認等の通知を市町組合教育委員会に送付する。
市町組合教育委員会が証明書を所属長に送付する。
所属長が申請者に証明書を手渡す。

個人申請の流れ

【別紙1】



申請者が県教育委員会(教職員課)に郵送又は持参で申請する。
申請の際、返信に必要な切手を貼付した返信用封筒も提出すること。
県教育委員会(教職員課)が証明書を返信用封筒に入れて返送する。

教員免許更新制関係申請書送付状

平成 年 月 日

兵庫県教育委員会事務局教職員課長 様

以下のとおり所属の教職員から申請がありましたので、添付のとおり送付します。

所 属 名	
所 属 長 名	
担当者の職・氏名	
電 話 番 号	

	申請書類	添付書類			手数料 (兵庫県 収入証紙)	返信用 切手・ 封筒 ()	申請 人数
旧 免許状 所持者	更新講習修了確認申請書			×	3,300 円		人
	更新講習受講免除申請書	×			3,300 円		人
	更新講習修了確認期限延期申請書	×			1,700 円		人
	更新講習修了確認期限後確認申請書			×	3,300 円		人
新 免許状 所持者	有効期間更新申請書 (免許状更新講習の修了によるもの)			×	3,300 円		人
	有効期間更新申請書 (免許状更新講習受講免除によるもの)	×			3,300 円		人
	有効期間延長申請書	×			1,700 円		人
申請人数 計							人

県立学校、市町組合教育委員会等で教育事務所を経由し、県教委教職員課へのメール便が利用可能な所属は、返信用切手・封筒は省略可。

【添付書類】

番号	内容
	講習開設者が発行する免許状更新講習の修了証明書又は履修証明書の原本
	<ul style="list-style-type: none"> ・免許状の両面コピー ・授与権者が発行する授与証明書の原本又は原本証明したもの } のいずれか <p>1 県立学校教職員及び県費負担教職員は、上記の書類ではなく、「教員免許状管理簿」を両面コピーし、所属長が原本証明したものを添付すること。 私学等その他の教職員でも「教員免許状管理簿」を添付する場合は、上記書類を省略できる。</p> <p>2 修了確認期限(有効期間)が延期(延長)されている場合は、修了確認期限延期証明書(有効期間延長証明書)の原本も添付すること。</p>
	申請書記載の事由についての証明(別紙3又は4参照)

免除事由の証明方法

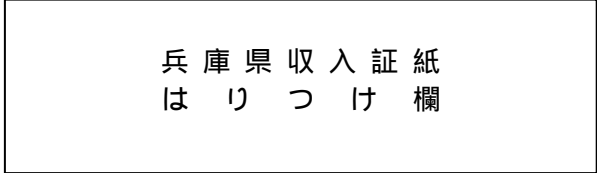
免除事由の区分		証明方法
校長(園長) 副校長(副園長) 教頭 主幹教諭 指導教諭	公立学校(園)	校長(園長)の証明 校長(園長)本人の場合は、市町組合立学校長(園長)にあつては市町組合教育委員会、県立学校長にあつては教職員課長(教職員課人事第1係に依頼すること)
	国立学校(園)	校長(園長)の証明 校長(園長)本人の場合は、法人の長
	私立学校(園)	校長(園長)の証明 校長(園長)本人の場合は、法人の長
指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者		任命権者の証明(1)
更新講習の講師又は講師であった者		更新講習開設者の証明
上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者		任命権者又は雇用者の証明(2)
学校法人の理事		任命権者又は雇用者の証明
優秀教員表彰者		表彰状をコピーし、所属長が原本証明したものを添付の上、上記の免除事由の区分に応じた証明

- (1) 県教育委員会事務局に勤務する者にあつては所属長、県教育委員会事務局から派遣等されている者にあつては、派遣元の所属長の証明
- (2) 県知事部局に勤務する者にあつては所属長、県知事部局から派遣等されている者にあつては、派遣元の所属長の証明

延期・延長事由の証明方法

申請者の区分		延期・延長事由				
		指導改善研修中	休職中 病気休暇 産休 育休 介護休暇	在外教育施設・外国の教育施設等で教育に従事 外国の地方公共団体の機関等に派遣	専修免許状を取得するため 大学院の課程に在籍	教員となった日から修了確認期限(又は有効期間満了日)までの期間が2年2か月未満
教育職員 校長(園長) 副校長(副園長) 教頭 実習助手 寄宿舎指導員 学校栄養職員	公立学校(園)	校長(園長)の証明 (1)	校長(園長)の証明 (1)	校長(園長)の証明 (1)	校長(園長)の証明 (1)	校長(園長)の証明 (1)
	国立学校(園)	-	校長(園長)の証明 校長(園長)本人の場合は、 法人の長	法人の長の証明	法人の長の証明	法人の長の証明
	私立学校(園)	-	校長(園長)の証明 校長(園長)本人の場合は、 法人の長	法人の長の証明	法人の長の証明	法人の長の証明
	共同調理場に勤務する 学校栄養職員	-	場長の証明 場長本人の場合は、 市町組合教育委員会	-	-	-
指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者		-	任命権者の証明(2)	任命権者の証明(2)	任命権者の証明(2)	-
上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者		-	任命権者又は雇用者の証明(3)	任命権者又は雇用者の証明(3)	任命権者又は雇用者の証明(3)	-
その他文部科学大臣が定める者		-	任命権者又は雇用者の証明	任命権者又は雇用者の証明	-	-

- (1) 校長本人の場合は、市町組合立学校長(園長)にあつては市町組合教育委員会、県立学校長にあつては教職員課長の証明(教職員課人事第1係に依頼すること)
- (2) 県教育委員会事務局に勤務する者にあつては所属長、県教育委員会事務局から派遣等されている者にあつては、派遣元の所属長の証明
- (3) 県知事部局に勤務する者にあつては所属長、県知事部局から派遣等されている者にあつては、派遣元の所属長の証明



更新講習修了確認申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

(郵便番号 -)

住 所 (本籍地 : 都道府県名
又は国名のみ)

(ふりがな)

氏 名 印

電 話 (.....) - 番

生 年 月 日 年 月 日生

勤務 (予定) 学校・機関名

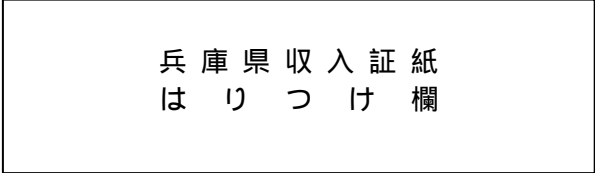
職 名

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定により、更新講習修了確認を受けることを申請します。

記

免許状の種類	免許状の番号	授与の年月日	授与権者	免許状に記載された氏名

- 備考 1 免許状を有することを証する書類（免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）等）を添付してください。
- 2 講習開設者が発行する免許状更新講習の修了証明書又は履修証明書を添付してください。



更新講習受講免除申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

(郵便番号 -)

住 所 (本籍地 : 都道府県名
又は国名のみ)

(ふりがな)

氏 名 印

電 話 (.....) - 番

生 年 月 日 年 月 日生

勤務 (予定) 学校・機関名

職 名

私は、下記 2 の免許状を有しており、下記 1 のとおり教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成 20 年文部科学省令第 9 号) 附則第 10 条第 1 項に規定する者に該当するため、同令附則第 9 条第 1 項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 98 号) 附則第 2 条第 5 項括弧書の規定により、免許状更新講習の受講の免除を受けることを申請します。

記

1 免除を受ける事由

2 有する免許状

免許状の種類	免許状の番号	授与の年月日	授与権者	免許状に記載された氏名

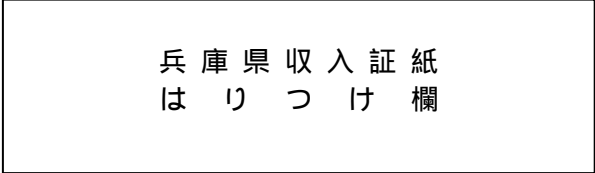
上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成 20 年文部科学省令第 9 号) 附則第 10 条第 1 項に規定する者に該当することを証明します。

年 月 日

(所属・職名)

証明責任者 (氏 名) 印

備考 免許状を有することを証する書類 (免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 98 号) 附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認証明書 (前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書) 等) を添付してください。



更新講習修了確認期限延期申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

(郵便番号 -)

住 所 (本籍地 : 都道府県名
又は国名のみ)

(ふりがな)

氏 名 印

電 話 (.....) - 番

生 年 月 日 年 月 日生

勤務 (予定) 学校・機関名

職 名

私は、下記 2 の免許状を有しており、下記 1 のとおり、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 98 号) 附則第 2 条第 4 項又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成 20 年文部科学省令第 9 号) 附則第 7 条に規定する事由に該当するため、同令附則第 9 条第 1 項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 98 号) 附則第 2 条第 4 項の規定により、 年 月 日まで修了確認期限の延期を受けることを申請します。

記

- 1 延期を受ける事由.....
2 有する免許状

Table with 5 columns: 免許状の種類, 免許状の番号, 授与の年月日, 授与権者, 免許状に記載された氏名

3 延期前の修了確認期限.....年 月 日

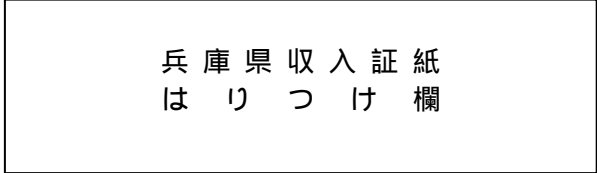
上記の者は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 98 号) 附則第 2 条第 4 項又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成 20 年文部科学省令第 9 号) 附則第 7 条に規定する事由に該当することを証明します。

年 月 日

(所属・職名)

証明責任者 (氏 名) 印

備考 免許状を有することを証する書類 (免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 98 号) 附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認証明書 (前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書) 等) を添付してください。



更新講習修了確認期限後確認申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

(郵便番号 -)

住 所 (本籍地 : 都道府県名
又は国名のみ)

(ふりがな)

氏 名 印

電 話 (.....) - 番

生 年 月 日 年 月 日生

勤務 (予定) 学校・機関名

職 名

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年文部科学省令第 9 号) 附則第 9 条第 1 項の規定により、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する確認を受けることを申請します。

記

免許状の種類	免許状の番号	授与の年月日	授与権者	免許状に記載された氏名

- 備考 1 免許状を有することを証する書類 (免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 98 号) 附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認証明書 (前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書) 等) を添付してください。
- 2 講習開設者が発行する免許状更新講習の修了証明書又は履修証明書を添付してください。

兵庫県収入証紙
はりつけ欄

有効期間更新申請書 (免許状更新講習の修了によるもの)

年 月 日

兵庫県教育委員会様

(郵便番号 -)

住 所 (本籍地 : 都道府県名
又は国名のみ)

(ふりがな)

氏 名 印

電 話 (.....) - 番

生 年 月 日 年 月 日生

勤務 (予定) 学校・機関名

職 名

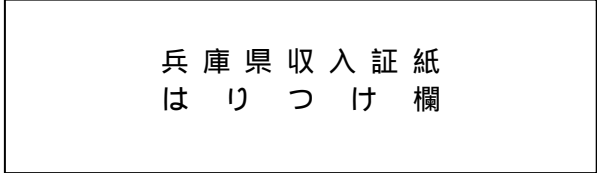
私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第 9 条の 2 第 1 項の規定により、有効期間の更新を申請します。

記

免許状の種類	免許状の番号	授与の年月日	授与権者	免許状に記載された氏名

備考 1 免許状を有することを証する書類 (免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書 (有効期間が延長されている場合は有効期間延長証明書) 等) を添付してください。

2 講習開設者が発行する免許状更新講習の修了証明書又は履修証明書を添付してください。



有効期間更新申請書 (免許状更新講習受講免除によるもの)

年 月 日

兵庫県教育委員会様

(郵便番号 -)

住 所 (本籍地 : 都道府県名
又は国名のみ)

(ふりがな)

氏 名 印

電 話 (.....) - 番

生 年 月 日 年 月 日生

勤務 (予定) 学校・機関名

職 名

私は、下記 2 の免許状を有しており、下記 1 のとおり教育職員免許法施行規則第 61 条の 4 に規定する者に該当するため、教育職員免許法第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、免許状更新講習の受講の免除による有効期間の更新を受けることを申請します。

記

1 免除を受ける事由

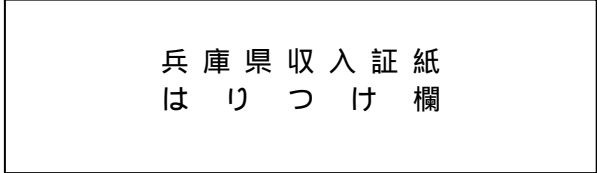
2 有する免許状

免許状の種類	免許状の番号	授与の年月日	授与権者	免許状に記載された氏名

上記の者は、教育職員免許法施行規則第 61 条の 4 に規定する者に該当することを証明します。
年 月 日

(所属・職名)
証明責任者 (氏 名) 印

備考 免許状を有することを証する書類 (免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書 (有効期間が延長されている場合は有効期間延長証明書) 等) を添付してください。



有効期間延長申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

(郵便番号 -)

住 所 (本籍地 : 都道府県名
又は国名のみ)

(ふりがな)

氏 名 印

電 話 (.....) - 番

生 年 月 日 年 月 日生

勤務 (予定) 学校・機関名

職 名

私は、下記 1 のとおり教育職員免許法第 9 条の 2 第 5 項又は教育職員免許法施行規則第 61 条の 5 に規定する事由に該当するため、教育職員免許法第 9 条の 2 第 5 項及び教育職員免許法施行規則第 61 条の 6 の規定に基づき、下記 2 の免許状の有効期間について、年 月 日まで延長を受けることを申請します。

記

1 延長を受ける事由

2 有する免許状

免許状の種類	免許状の番号	授与の年月日	授与権者	免許状に記載された氏名

3 延長前の有効期間 年 月 日

上記の者は、教育職員免許法第 9 条の 2 第 5 項又は教育職員免許法施行規則第 61 条の 5 に規定する者に該当することを証明します。

年 月 日

(所属・職名)

証明責任者 (氏 名) 印

備考 免許状を有することを証する書類 (免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書 (有効期間が延長されている場合は有効期間延長証明書) 等) を添付してください。

有する免許状について（追加分）

氏 名

勤務（予定）学校・機関名

免許状の種類	免許状の番号	授与の年月日	授与権者	免許状に記載された氏名

備考1 申請書の免許状の欄に書ききれない免許状がある場合、書ききれない分を記入して申請書とともに提出すること。

2 なお書ききれない免許状がある場合は、適宜コピーして提出すること。